

台湾における教育運動と民主化

篠原清昭

序

I. 民間教育運動団体の民主化運動

1. 民間教育運動団体の出現と教育運動
2. 民間教育運動団体の組織化と戦略
3. 民間教育運動団体による「四一〇教育改造デモ」

II. 民間教育運動団体内の対立と教育運動の葛藤

1. 澄社の教育運動と対立
2. 主婦聯盟の教育運動と対立
3. 人文教育基金會の教育運動と対立
4. 教育における民主化運動の葛藤

小結

序

現代、「教育運動」という言葉は死語であろうか。また、「民主化」という言葉も死語であろうか。すでに、われわれは「教育運動」により「権力からの自由」を勝ち取り、教育における民主的な参加手続きが保障され、自律した豊かな学習社会としての「生活世界」に暮らしているであろうか。

そうではないはずである。中央では、「民主化」の制度であった議会制民主主義は形式化し、政党は選挙公約のために教育改革を掲げ、文部科学省は政策官庁としての既得権保持のために教育振興基本計画をプランする。地方では、教育委員会制度の「民意吸収」「民意実現」機能がすでに形骸化し、「教師村」と化し、現在革新系首長が総合行政の名によりその制度廃止を求めている。一方、市民の生涯学習は個人化、商品化され、学校はいじめや体罰を隠蔽し、PTAを有名無実化し、行政主導の保護者・住民参加を求めている。以上は、教育における民主主義の形骸化と喪失を意味する。

今、われわれは改めて教育の民主化を再考しなければならない。そして、方法としての教育運動の可能性を考えなくてはならない。

本稿は、その材料として台湾の教育運動とそれにより達成された教育の民主化を考察する。詳細には、教育の民主化を求めて運動したいくつかの民間教育運動団体の組織や活動を検証し、教育の民主

化の可能性を検討する。その一方、教育の民主化を求める教育運動の課題・問題点を検討する。本稿は、台湾を事例として教育社会の再帰的近代化を考えることを目的としている。

I. 民間教育運動団体の民主化運動

1. 民間教育運動団体の出現と教育運動

1980年代、特に1987年に戒厳令が解除された後、集会・言論・報道の自由が解禁され、台湾全島では「街頭デモ」や環境保護運動が日常化した。それは、民主化において「党外勢力が開いた『自由のすきま』」であった。⁽¹⁾ その中において教育の民主化を求める社会運動も全島的に出現した。その母体となったのが民間教育運動団体（教育改革団体）と呼ばれる社会組織であった。これらの組織はその多くが「地下化した非公式の教育改革団体」⁽²⁾ であったが、戒厳令解除後「地上化」し、実質的に教育社会の民主化運動をリードしていた。その数は200（1994年時点）を越えるが、当時主要な団体として以下のものがあげられる。

「振鐸學會」（1987年設置）、「教師人權促進會」（1987年）、「台灣教師聯盟」（1988年）、「基層教師真実教育連戦」（1986年）、「人文教育基金會」（1988年）、「主婦聯盟」（1988年）、「大學教育改革促進會」（1989年）、「澄社」（1989年）、「台灣教授協會」（1990年）。

これらの団体は、その多くは「(従来の)大財閥と小農・労工の中間で専門職、技術職に就く新興階級」⁽³⁾ により結成され、公益性を重視したある種の非営利団体性をもつものであった。しかし、すべての組織は共通にその動機（設置目的）においてこれまでの国家主義的教育政策への反権力及び反体制の意図をもち、教育における新しい公共性を求める新中間組織あるいは中央政府に対抗する新しい圧力団体として出現した。なお、これらの団体は人民団体法（1989年1月）の制定によりそれぞれ組織形式上以下（表1）のように財団法人、社団法人として登記された。

表1 民間教育運動団体の組織類型

類型	組織団体名	形式
財団法人	人文教育基金會 主婦聯盟(環境保護基金會)など	構成員の出資や寄付等による資金の管理と使用を主とした常設性の組織であり、基金會の名称を使用する。
社団法人	振鐸學會 教師人權促進會 大學教育改革促進會 澄社 台灣教授協會 全国学生家長聯合會 家長資源交流中心 民間興學促進會(新竹県)など	人民団体法により登記された公益性を有する社会団体。主に學會・促進會の名称を使用。
聯盟	410教育改造聯盟 救救下一代行動聯盟	正式の法人資格はなく、特定の目標を達成するために、人的資源のネットワーク化を目的に設置される時限的な組織

民間教育運動団体の多くは文教基金會の名称により財団法人として登記するか、教育文化団体の名称により社団法人として登記するか、あるいは一般の教育関連団体として未登記のままにいくか、いくつかのバリエーションをもって存在した。この場合、財団法人もしくは社団法人の相違は、資金（寄付金）の管理や使用さらに活動における税法上の優遇措置の有無であり、直接に活動自体には大きな影響はない。むしろ、ここで重要なことは民間教育運動団体が人民団体法上に登記されたことにより、その運動が公的に社会的行為（街頭での示威行動の許可、協約、締結）として認められ、その活動の「地上化」が公認された点にある。その意味では、人民団体法の制定により民間教育運動団体

が社会団体、さらに非営利法人としての公益法人（協会、学会、財団法人）になったことは、以降の台湾の教育の民主化の体制化に与えた影響は大きいといえる。

まず、個々の民間教育運動団体の組織の特性をみってみる。

振鐸學會は当初（1984年当時）は師範大学系の学生が交流し、師範教育を議論する「相当柔軟性のある学生団体」⁽⁴⁾として設置された。しかし、その後当時の教育部の教員養成政策への反動から「教育革新は教師（集団）の大きな参加がなければ絶対成功しない」⁽⁵⁾と意識し、現職教師を含めて反体制的な団体に性格を変えた。そのため、人民団体法（1989年1月）が立法化されて後ただちに社会団体として登記し、「多元化教育」（教師の政策参加）「競争主義の解決」（高等教育の学費軽減など）「教育資源の有効利用」（学級定員の引き下げ）など、教育政策上の課題を議論し、教育政策に圧力をかける圧力団体に展開した。

また、教師人権促進会は、教育部による反体制派教師への解雇や弾圧への抗議を発端に組織された組合的組織であったが、（当時の）「工會法」（労働組合法）が教員組合の組織化を禁止していたため、「教師人権促進会」の名により社団法人として登記された。⁽⁶⁾その後、集会（大会）を通じて勢力を拡大し、教育への政治的関与に反対し、「教育改革の遂行、教師権益の保障、教師尊厳の維持、学術自由の尊重」⁽⁷⁾を唱え、教師法の制定を通じて教師集団の団体争議権など教師の権利を獲得することを主張する政治的な団体となった。この組織は民間教育運動団体の中ではどちらかと言えば反体制・反国家の政治的色彩が強い組織と言われている。

なお、この他さらに反体制・反国家の政治的色彩が強い組織と言われる台湾教師聯盟があった。この台湾教師聯盟は他の民間教育運動団体とは異なり教育改革を主要な目的とはせず、「校内では『新台湾人』の養成、校外では独立国家」⁽⁸⁾を唱え、当時の国民党の党化教育に反対し、台湾独立を主張した。それは当時の台湾社会にあった台湾民族主義のイデオロギーを教義とする「台湾新文化運動」が教育運動に転化したものと解することができる。一方、当時職能団体としての性格をもつ組織もあった。例えば、基層教師真実教育連戦（1986年）は小・中学校の現職教師で編制された組織であり、教師の資質力量の向上を目的とする自主研修を重視する職能団体であったが、これまでの戒厳令体制下の国家主義的教育への批判を踏まえて、教師の専門職的自主権や児童生徒の教育を受ける権利を主張し、教育の民主化を求める方向に転換した。

つぎに、人文教育基金會は基本的には教育に関心をもつ市民団体として誕生した。しかし、実質的には大学教授層と新中産階級層の「インテリと保護者の二重の視野」⁽⁹⁾から構成された典型的な新中産階級の組織であり、「安定した裕福な経済基礎をもつ高学歴な階層が個人の権益と生活素質に関心をもち、子どもの品質を重視して」⁽¹⁰⁾結成されたと言われる。そのため、その運動理念は思想的及び理論的であり実際固有な教育思想として「人文主義」「人文教育」すなわち教育におけるヒューマンイズムを標榜し、当時の管理主義教育や体罰主義を批判し、さらに保護者の教育選択権や学校設置権をアピールした。

さらに、主婦聯盟はその名に示されるように家庭主婦を参加資格として設置された市民団体であった。しかし、その創設メンバーの半数以上は「台湾大学教授の妻であり、構成員の学歴は高く、高等教育の知識分子で、公共利益に関心が高く、自由時間のある貴族（ブルジョア）としての『主婦』である」⁽¹¹⁾と言われ、典型的な新中産階級の組織であった。当初は主婦として家庭環境の悪化を問題として環境保護を中心的な課題としたが、しだいに扱う「環境」の対象を広げ子どもの教育環境の改善を課題に加え、民間教育運動団体として成長し、主に保護者の学校運営参加を積極的に求めた。

一方、主に大学教授により組織された大学サイドの運動団体として大學教育改革促進会、澄社さらに台湾教授協會があった。大学サイドにおける教育運動は他の団体に比して早かった。すでに「80年代の政治社会の変化により学生は異なる面から国民党の統治に批判を向け」⁽¹²⁾、言論の自由を求めて国家の大学統制を批判し、先行的に校園（キャンパス）の民主化運動を進めていた。この学生運動は

しだいに研究室に閉じこもり孤立していた教授集団を取り込み、その結社化を求めた。この時期、いくつかの大学（中央大学、高雄師範大学、海洋大学、成功大学）で「官派校長（政府派遣の学長）」に対する不満が生じ、政府（教育部）が直接に国公立大学の学長を聘任し、事務官を教授会の構成員の半数以上に規定するなどの大学自治を否定する大学法の改正への運動に発展した。そのため、その民主化運動は大学内の闘争・改革から他大学との共闘へ発展し、大学間の教授の連合組織を必然的に求めた。大學教育改革促進會、澄社さらに台湾教授協會などの教授連合組織はそのような背景の中で設置された。この場合、大学における民主化運動は民間教育運動史において果たした役割は大きいと評価されている。例えば、この運動は個々の大学闘争に止まらず後に教育基本法の立法化など教育社会全体の民主化に波及した。また、実際教授連合組織の構成員であった多くの教授は学生とともにさまざまな領域の教育の民主化運動にファシリテーターとして参加し、台湾全島の民主化運動をリードした。

2. 民間教育運動団体の組織化と戦略

1988年以降、先に述べた民間教育運動団体は個々の組織化と個別運動の段階からしだいに共闘の段階に移っていった。1988年1月31日、人文教育基金會や主婦聯盟等は共催で第一回全国民間教育會議を開催し、全国から32の民間教育運動団体が参加した。この會議は、その翌日から開催される教育部主催の第六次全国教育會議⁽¹³⁾に先行・対抗し、民間側の意見を同會議に反映させることを目的とするものであった。また、同時に第六次全国教育會議に関心をもつマスコミを意識したものであった。⁽¹⁴⁾その會議では、民間教育運動団体間で現在の台湾の教育に関する問題意識が共有化され、教育改革が現代の台湾の社会多元化の時代潮流の中にあることが組織間で議論され、確認された。その意味では、同會議は「教育改革史上初めての民間団体の合作」⁽¹⁵⁾であったといえる。しかし、結果的には翌日から開催された教育部開催の第六次全国教育會議は同會議から送られた建議を検討することはなかった。

むしろ、結果的には、教育部と民間教育運動団体の間の教育改革の考え方の違いを浮き彫りにした。例えば、教育部側は国内に教育問題は存在しないという前提の下、教育改革を国家発展の視野から「教科層体系の部門単位」の事業計画に留める考えであった。一方、民間側は国内に教育問題は存在し、教育改革はその教育問題を抜本的に改善する社会改革とする考えであった。こうした教育部側の態度に不満を抱いた民間側は、翌年（1989年）再び（第二回）全国民間教育會議を開いた。この會議では、人文教育基金會や主婦聯盟のみならず教師人権促進會や振鐸學會などの教師団体も共催に加わり、教育課程・教員養成・教育資源など幅広く課題を設定し、かなり専門的な視点から教育改革の各論が協議された。この時点から民間側に「『民間』結合、対抗『官方』の教育改革イデオロギー」⁽¹⁶⁾が生じ、反体制・反権力の方向性が強まったと言われる。しかし、その後マスコミの注目度も低くなり、さらに第三回開催に向けた準備も足りず、民間側のモチベーションも下がったことにより第三回の會議の開催はなかった。その後、しばらく民間教育運動団体の動きは停滞する。

しかし、1990年以降民間教育運動団体にとって大きな政治変化があった。それは立法院の改革すなわち立法委員（日本の国家議員に相当）の全面改選であった。中華民國の立法院は大陸に政府がある時期（「訓政期」）に設立され、立法委員全員は（当時の）国民政府により任命されていた。しかし、これらの立法委員は「国共内戦」後蒋介石とともに台湾に脱出した後中国大陆の実効支配ができない（同時に選挙ができない）ことから、無期限延長の「万年議員」になった。そのため、長い間立法院は総統もしくは行政院の「ゴムスタンプ會議」となり、台湾住民の民意が反映されない状態が長く続いた。立法院の立法委員の全面改選はその意味では台湾における議会制民主主義の実質化であり、立法委員の選挙の導入すなわち政治の民主化を意味した。

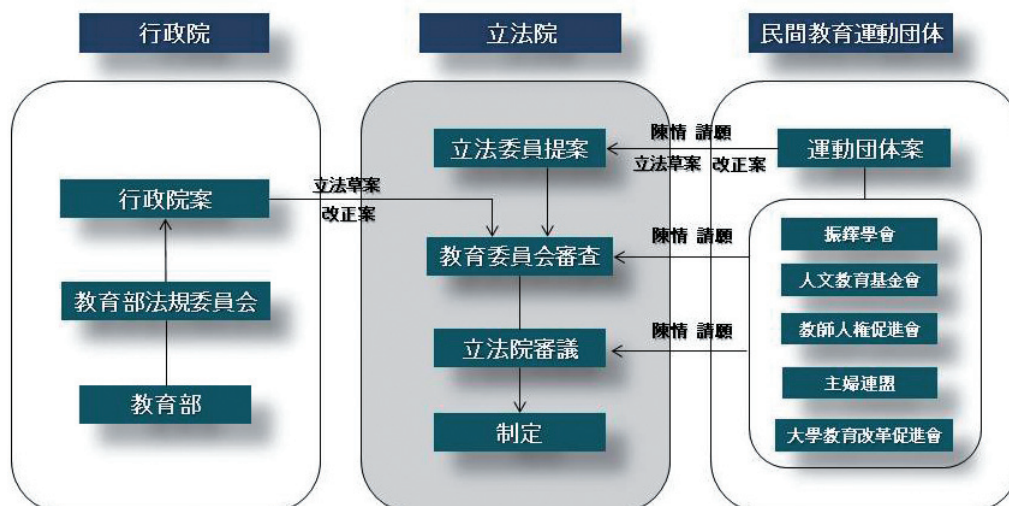


図1 教育運動団体の法制闘争戦略

実際、国家法の立法手続きは整備された。一般的には立法院での法案は立法委員もしくは行政院が提出し、その後に立法院内に設置された専門委員会（教育関連法案の場合は教育委員会）が先行的に審議し、最終的に立法院での数回の審議を経て過半数の同意により可決される。この場合、民間教育運動団体などの外部団体は、自ら立案した法案を立法委員を代理して手続きにのせ、成案化し立法化させるか、あるいは行政院が提出した法案を専門委員会審議や本会議審議の段階で立法委員を通じて反対し廃案にするかなど、法制闘争上優位な立場に移った。また、立法委員のサイドにおいても国民党・民進党の与野党の所属に関わらず、民間教育運動団体は選挙対策上強力な票田もしくは圧力団体と意識されるようになった（実際、民間サイドの法案には与党委員も協力・支援することが多かった）。

結果、民間教育運動団体の民主化戦略は街頭での対教育部への反体制・反権力的な「体制外」からの示威行動から、立法過程への参加すなわち立法院を場とする立法行動へ転換し、確実に運動の体制内化を果たすことができるようになった（図1）。例えば、大學教育改革促進會、澄社さらに台湾教授協會などの大学関係の運動団体は、「監督立法院」の方策を採り、その交渉対象を大学当局や教育部から立法院に変え、議案提出権をもつ立法委員への陳情・請願活動を通じて大学法の改正を成功させた。その前提には、大学関係の運動団体が大学法案への賛成・反対の意向調査をもとに立法委員一人一人をチェックし、マスコミを通じて立法委員選挙に影響を与えたということがあり、立法委員サイドにおいては確実に大学関係の運動団体は選挙に影響を与える圧力団体と意識されていたことがある。また、振鐸學會や教師人權促進會などの教員団体も同様に立法委員を媒介とする教師法の立法化に戦略を変更した。さらに、主婦聯盟も振鐸學會や人文教育基金會の支援を得ながら、自ら保護者の学校運営参加権を内容とする「家長會設置辦法」（案）を作成し、市長選挙により議会制が機能をもった台北市市議会の市議に議案委託し、同法案を立法化させた。1990年から1994年の間、まさに立法院や地方議会は「民間団体と体制の競争行動の場になった」⁽¹⁷⁾といえる。

このことは、民間教育運動が国家に対する「体制外」からの二元的対立（示威運動）から「立法化」の手続きを通じて「体制内」の一元的交渉（立法運動）に変化したことを表し、教育運動における民主化が着実に制度化されたことを意味した。その運動のパターンはおよそ以下の三つに及んだ。

①立法委員を代理した運動サイドの対抗法案の立法化

大学運動団体サイドの「大学法案」が立法委員林時機や謝長延により立法化された。また、教師人權促進會の「教師法案」も立法委員謝長延により立法化された。

②政府法案（教育部作成の行政院の法案）への攻撃

振鐸學會等の教師団体の立法委員への請願・陳情により「師資培育法」の法律名が変更された。

③政府サイドが予定しない教育改革法案の立法化

主婦聯盟が振鐸學會や人文教育基金會と共同で台北市議会で「家長會設置辦法」を立法化した。

3. 民間教育運動団体による「四一〇教育改造デモ」

1993年末、立法院では大学法、教師法、市議会では家長會設置辦法等の教育法の立法化（改正）が休みなく議論されていた。この時期、澄社と人文教育基金會は台灣研究基金會（学術研究の補助を行う基金会）の支援を受けて、1994年1月民間教育会議を開催した。この会議はどちらかと言えば学術研究会の性格をもち、実際その参加者の多くは大学教授（研究者）であった。⁽¹⁸⁾ 会議運営の方法は学会大会方式により課題研究を5つ設定し、15本の論文報告を協議し、教育問題の意識の共有、問題原因の析出そして改革の方向を検討するものであった。その協議結果は以下の共同声明にまとめられ、1994年を台湾民衆の教育改革に対する覚醒の年（「教育改革年」）にすることがアピールされた。

「台湾の教育行政体系は政府の強いコントロールを受けている。個々の学校の多くは政府が運営し、教育事業については人民は接受者であり、体制外に自力救済の余地はない。台湾の教育者と教育行政員は同一の体制から養成されている。そこにおいては『傍観者清当局者迷』（当事者よりも周りの人間の方がよく見える）」の簡単な道理から、（やはり）教育改革は当然に民間の覚醒、参与そして主導が重要であると言える。以上のことから民間により教育改革を推進する意義が重要であると言える。」（1994. 1. 8「澄社・人文教育基金會・台灣研究基金會共同声明」）

この民間教育会議は大学教授すなわち研究者層における学術研究レベルでの教育改革運動であったといえよう。

一方、この時期台湾大学教授・黄武雄が別の方向から民間教育運動団体の組織化を進めていた。黄武雄は教育改革を訴える地方巡回映画の活動を発端として今後の教育運動の展開を模索していた。黄武雄は「社会大衆の公民意識が40年に及ぶ戒厳（令）のせいで萎縮し、公共事務（行政）に参加することが現代公民の責任であることに（社会大衆が）無自覚である」⁽¹⁹⁾ ことを問題として、「希望的花火来自『民間』（希望の花火は民間から生じる）をスローガンに社会大衆レベルを喚起させる教育示威運動を計画していた。⁽²⁰⁾

黄武雄は、1993年8月以降巡回映画を組織した「里巷」団体や人文教育基金會代表の史英（台湾大学教授）の支持を得ながら、教育示威運動を準備する「四一〇工作小組」を設けた。この「四一〇工作小組」は黄武雄と史英の民間教育運動団体への呼びかけにより、同年10月には参加団体が増え「四一〇策画小組」に発展した。その時点で、メンバーは林逢慶（台湾教授協會代表）、黄榮村（澄社代表）、鄭麗華（教師人權促進會代表）、劉玉燕（佳美幼稚園代表）、釋昭慧（弘誓学院法師）、鐘維達（群衆雜誌社）など、各界に広がった。その後マスコミ報道もあり、毎月10日の定例会議ごとに参加団体は「『雪だるま式』に動員が成功」⁽²¹⁾ 拡大し（主婦聯盟も参加）、1994年3月の時点では社区団体、学生団体、文教団体、幼児教育団体など多くの社会団体が加わった。

そして、1994年4月10日、台北市で大規模な教育示威運動「四一〇教育改造全民大結合デモ」を決定した。当日の午前7時を越える主催団体が国父記念館に集まり、各団体が教育現代化を唱える立て看板を置き、教育の風刺劇を上演し、教育改革の演説を行った。午後はさらに全国から集まった210を越える団体が行政院（教育部）までデモ行進を行った。内訳では、文教団体73、政治団体67、社会運動団体12、学生団体12、婦人団体7、宗教団体7、出版界6、商業界3、放送界3であり、各界各層から幅広い団体が参加した。また、団体の出身地区別では台北地区（147）以外の地方（63）（花蓮、台東、高雄、屏東など）からの参加も多く全島的な規模であった。また、大学生集団の応援が多く、さらに学生運動を経験した各団体の若手リーダーが全体をリードした。一方、国民党・民進党・新党の三党の代表や立法委員も参加し、政界からの参加も多かった。さらに、立法委員（廖永来）を通じ

て国父記念館長など一部行政院サイドからの協力があり、マスコミもクローズアップした。

デモ隊は個々に「落實小班小校」、「廣設高中大学」、「促進教育現代化」「制定教育基本法」のスローガンを書いた横断幕やのぼり旗さらに高学費や受験さらに管理主義・体罰主義などを批判・風刺する画を掲げ、最終目的地の行政院まで整然と行進した。そして、立法委員に「教育改造四大声明」を手渡し穏やかに解散した。

この4月10日の「四一〇教育改造デモ」はシュプレヒコールもなく警官隊との衝突もない静かで穏やかな市民デモであった。しかし、「的確に教育部を震撼させ、体制外の意見を体制内に取り入れる」⁽²²⁾

ことを余儀なくさせた。実際、教育部は「四一〇教育改造デモ」から2ヶ月後教育部長・郭為藩が招集した「第七次教育会議」で今後の台湾の教育改革を独立に審議する「教育改革審議委員会」を設置することを提案し、行政院長（内閣総理大臣に相当）・連戦と李登輝総統も教育改革を四大国家改革の一つとして「教育改革審議委員会」の設置を承認した。これ以降、台湾の教育の民主化は確実に体制内での政策協議のステージに移行していった。⁽²³⁾ その意味では、台湾の教育運動はこの時点から教育の民主化を「体制外」（街頭）で唱えた在野の段階から「体制内」での政策決定の段階に移行させたと評価できる。

II. 民間教育運動団体内の対立と教育運動の葛藤

「四一〇教育改造デモ」以降、民間教育運動団体サイドは最初の「四一〇工作会議」において、早くも次の段階の運動の展開を検討していた。それは、民間教育運動団体の再編化であり、実際に40を超える団体代表により「四一〇教育改造連盟」を組織することであった。この場合、組織の位置づけは「同質性と向心性の強い剛性組織ではなく、社団をまたがって結合された広範な柔性結盟」（「四一〇教育改造連盟」章程草案）に置かれた。また、組織の精神は「多元的な組織として異なる路線を持つことから『斉一化』の必要はなく、『多元』『開放』『異質』『寛容』」⁽²⁴⁾に置かれた。この民間教育運動組織の柔性化さらに精神の「多元」「異質」「寛容」は、「四一〇教育改造デモ」以降の組織の肥大化さらにそれに伴うさまざまな団体セクトの目標の多様性を考えれば不可避なことであった。しかし、後にこのことが教育の民主化を求める教育運動の葛藤を予感させることとなった。

以下、ここでは澄社、主婦聯盟さらに人文教育基金會の三つの民間教育運動団体の教育運動を事例に教育運動の葛藤をみとめる。

1. 澄社の教育運動と対立

1994年6月18日しばらく休止していた（第3回）民間教育会議が開催された。しかし、当日の会議ではこれまでとは異なる争論があった。この会議は四一〇教育改造連盟が主催し、そのため同連盟で共約された教育改革の方向性（例として教育基本法の制定）が協議されるはずであった。しかし、実際の会議では「四一〇教育改造デモ」の基本的なスローガンの解釈の次元から争論的な議論が展開された。詳細には、当日参加した澄社の委員（主に台湾大学経済学系教授）からこれまでと異なる教育改革論が主張された。澄社委員は、例えば「四一〇教育改造デモ」のスローガンである「廣設高中大学」を教育市場の開放と自由競争の導入の方法論により主張し、教育の自由化を教育の市場化の方法に求める発言を行った。一方、四一〇教育改造連盟執行部は教育の自由化を国家権力からの自由にとどまるものであると反論した。そこには、教育の自由化に関して、国家権力からの開放と主体的な教育権の保障の理念を掲げるこれまでの旧自由主義的イデオロギーと「規制緩和」による市場化の理念を掲げる新自由主義的イデオロギーの対立の前兆がみられた。ただ、この時点では周辺はこの対立・争論を主に大学教授間の学術的な論争として限定的にとらえる見方があり、それ以上の議論は展開さ

れなかった。

しかし、ここで問題とされるのはこの争論は単に「争論」で終わらず、その後の台湾の教育の市場化（学校の民営化）政策に確実に展開したという事実にある。先に述べたように「四一〇教育改造デモ」の後、政府は教育改革審議委員会を設置し本格的な教育改革を検討していくが、その審議の過程で多くの澄社社員が委託研究の形で徴用された。詳細には、経済学者である張清溪（台湾大学教授、「経済発展対教育的影響」、黄栄村（台湾大学教授、「民間参与興開設各級學校」）さらに馬信行（台湾大学教授「国民教育公設民營的可行性研究」）らが新自由主義的な教育政策を提言した。この時期、台湾の経済学界では強く新自由主義経済理論の導入に傾き、経済学者の九割が教育市場の開放と自由競争を支持し、⁽²⁵⁾ すでに台湾経済社会は「政治は独裁、経済は自由」の中で新自由主義化の過程にあった。

以上のような状況の中、教育部官僚は「教改会のいくつかの議題を選択方式により執行できる立場にあり、低コストの（教育の）市場化の提言を優先的に進め」⁽²⁶⁾、現実に国民教育法の改正や教育基本法の制定により学校の民営化を内容とする実務主義的な新自由主義化を進めていった。⁽²⁷⁾ その意味では、澄社の主張はその後の台湾の教育改革の展開に与えた影響を大きいと考えることができる。このとき、澄社の存在は大学教授集団としては専門性の領域に位置づくが、「反権力・反体制」の領域ではなく、新自由主義を方法とする国家ガバメント（統治）を展開するその後の政府に「包摂」される領域に移ったといえる。

2. 主婦聯盟の教育運動と対立

主婦聯盟は設立前（1986年）その多くのメンバーは「新環境基金会」に属していた。しかし、当時環境汚染問題が台湾全島で問題となり、いくつかの地方で環境改善を訴える自力救済運動が生じる中、日本の生協運動に影響を受け「社会の一員として生活に影響を与える種種の環境病理、教育病理を直視できず、環境の改善、生活素質の向上を目的として」、⁽²⁸⁾ そこから独立して1989年に財団法人「主婦聯盟環境保護基金会」を創設した。この組織は、国民党の開発独裁による生活環境（生態系）悪化に対する当時の反公害・環境保護運動を全島的にリードするものであった。さらに、この組織は生活の質に着目し、社区をフィールドとした点において当時の台湾社会における「新しい社会運動の典型」⁽²⁹⁾ であった。主婦聯盟環境保護基金会はこの点、さらに、その下に保護者の親業教育や教育環境の改善を活動の宗旨とする「教育委員会」を置いた。主婦聯盟の教育の民主化運動はこの教育委員会を中心に展開された。（図2）

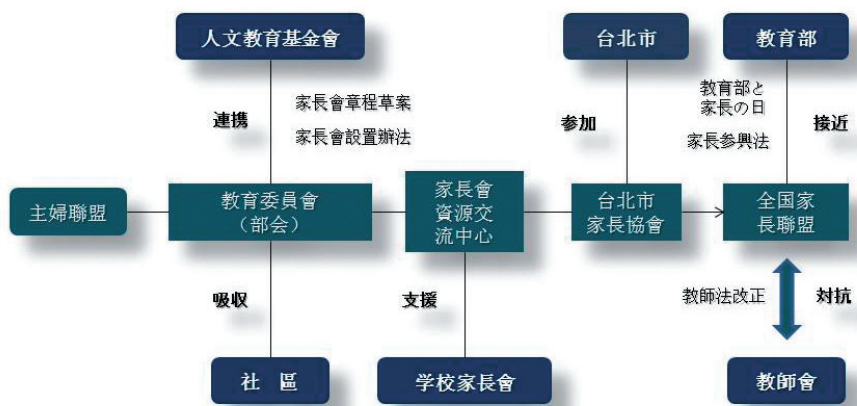


図2 主婦連盟による教育民主化の組織戦略

教育委員会は当初は社区を母体として教育環境問題を検討した。しかし、しだいに学校家長会（学

校父母会)に関心を移し、教育に関心を保つ保護者と連合して、共同的に家長会の組織の機能の推進に働きかけ、学校が教育品質を向上させることをサポートし、学習権と父母の教育権の観念を普及させることに運動の方向を変えはじめた。この背景には、旧国民党体制が家長会の学校運営参加を禁止し、家長会を一方的に(財政)支援組織に位置づける伝統的な学校管理体制への批判があった。実際、「台湾省各級学校学生家長会設置辦法」(1950年)は「家長会」を教育経費の補助を目的とした教師の福利支援の団体と規定していた。さらに、「台湾省各級学校学生家長会設置辦法」(1968年)は、家長会の会費の用途として家長会自身の運営費以外に「2. 学校校舎の修繕や設備充実の補助, 3. 学校の各種の教訓活動の補助, 4. 学校の教職員の福利事項」(同辦法第2条)に制限していた。その時代、家長会は「学校のためのもう一つの金庫」⁽³⁰⁾にすぎなかった。さらに学校運営への参加の次元では、政府は当初より家長会の活動を規制し、学校運営と人事への干渉、対外的な公文書発行、会員の家長会の名義利用や学校間の連合組織化までも強く規制した。この点、「家長会」は日本の植民地支配下の状況と類似し、学校を支援する「大政翼賛会」的な法的位置づけを強いられていたといえる。また、実際の家長会参加者の多くは(寄付が可能な)裕福な家庭の者が多く、一般の保護者の参加は少なかった。

そうした状況の中、主婦聯盟・教育委員会は、家長会を「教育改革を促進させる重要なキーになる」⁽³¹⁾と確信し、「個人を越えて連帯し代表を学校の家長会に送る」⁽³²⁾ことを各社区で働きかけ、家長会の健全化運動を開始した。それは主婦聯盟が運動上家長会を「行政命令ではなく社団規程により自主的に規則をつくり、柔軟性を有する」⁽³³⁾社会団体に位置づけることを求めるものであり、同時に主婦聯盟の「前線基地」にすることだった。そのため、主婦聯盟はこれまでの学校における家長会の位置づけと運営を改正するため、人文教育基金會や振鐸學會と共同で家長会設置辦法工作推動小組を設置し、学校家長会の社会団体化と保護者の学校運営参加権を趣旨とする「民間版家長会設置辦法案」の作成を積極的に進めた。1992年(12月)、主婦聯盟は同案を直接に台北市教育局に提出し、その立法化を求めた。この立法案は翌年(1993年)台北市市議会議員・闕河淵に提案が委託され、さらに1994年(11月)民進党の市議会議員・謝明達らにより単行法案として市議会に修正提案され、同年10月に「台北市中小學學生家長會設置辦法」として可決成立した。

同辦法の特徴は以下の点にあった。第一にすべての小中学校に家長会を設置することが義務化されたこと(第1条)(従来、正式に家長会が設置されない学校があった)。第二に家長会の代表(1人〜3人)が学校の運営、教務、生徒指導等の会議に出席すること(第7条)にあった。

台北市中小學學生家長會設置辦法の立法化に成功した主婦聯盟は、つぎに台北市全市の小中学校の家長会の組織化と活動を支援する組織として家長会資源交流中心(センター)を設置した。さらに、保護者の学校外の連合組織として台北市家長協會を組織し、協會内に教育体制組、課題組、進学組、学校運営組さらに非学校型教育組など教育改革を協議する専門部会を置き、民間教育運動団体として機能させようとした。しかし、それは見方を変えれば、主婦聯盟が勢力拡大のために全市の一般の家長会を運動の系列下に取り込み、さらに全島に向けて勢力を拡大することを意味していた。実際、当時の台北市家長協會は主婦聯盟関係の者が役員を務め、その主な活動は他の市に家長会組織化の啓蒙を行うことを内容としていた。そのため、当然に外部(台北市内の主婦聯盟から距離を置いた家長会)から台北市家長協會は「(学校運営の課題を協議する)本来の保護者の会ではない」⁽³⁴⁾という批判が生じ、最終的には全市の小中学校の家長会の運営をサポートする組織として「台北市小中学校家長會連合會」を設置することに落ち着いた。

その後、しかし主婦聯盟は台北市での成功を足がかりとして高雄市、宜蘭市、新竹市、台北県など、地方における小中學學生家長會設置辦法の立法化を支援し、保護者の学校参加を全島的な運動に拡大していった。さらに、同時に保護者の学校運営参加権をより全島的なレベルに拡大保障させるために、台湾省各級學校學生家長會設置辦法や国民教育法の改正さらに教育基本法の立法化運動に他の民間教

育運動団体と共闘していった。その結果、改正國民教育法（1995年）では家長会代表が教師採用の評価委員会に参加できること、台湾省各級學校學生家長會設置辦法（1997年）では家長代表大会が教師評価委員会の委員を選挙できることなどの訴求を勝ち取った。さらに教育の根本法として立法化された教育基本法（1999年）では、家長が「法律により教育を受ける方式・内容を選択し、学校の教育運営に参加する」（同法第8条）権利が保障され、さらに「各級学校は、校務会議を最高議決機関として、行政人員、教師、家長、住民その他の公正な人々による共同参与を原則とする組織とする」（第15条）の規定により、学校運営の参加手続きも保障された。以上の流れをみれば、主婦聯盟は家長会の組織化により保護者の学校運営参加権の獲得に果たした役割は相当に大きいと評価できよう。

しかし、その後主婦聯盟は自らの活動を拡大するため、全島的な家長団体の連合組織「全国家長聯盟」の創設を急いだ。実は、その誘因には2002年9月28日の「10万人教師デモ」があった。この「10万人教師デモ」は教師団体が教師の労働者としての争議権や教師工会（組合）の組織化などを求め、教師法の改正を要求する争議行為であった。その教師法に関しては、教員団体系の民間運動団体の一つである教師人権促進會はその立法化の当初（1992年～1994年）から教員組合の設置と教師のストライキ権さらに教師の懲戒権をラジカルに求めていた。しかし、同法は教育部の抵抗が強く立法院審議における政党協商会議の段階で教師のストライキ権の部分はカットされ、教師団体については専門職団体（職能団体）としての教師会に定位され、組合組織の色彩は保留されたいきさつがある。⁽³⁵⁾ その意味では、2002年の「10万人教師デモ」は改めて教員組合の設置と教師のストライキ権を再度教師法に規定することを求めるリベンジであった。

その教師法改正運動に対して主婦聯盟サイドはそれを厳しく糾弾した。主婦聯盟は、教師法の改正要求を「教師会が権利を拡充し自らの組織を肥らせる手段」⁽³⁶⁾ にすぎないと批判した。さらに教師法の改正により「教師会長が上皇となり校長を悲しませ、不適任教師が教師会の交渉により守られ、保護者に憂慮を与え、代課（非常勤）教師が溢れ、子どもが苦しみ、教師会に隆盛をもたらす」⁽³⁷⁾ と批判し、急遽全島25の家長連盟（連合）を動員してそれに反対するため全島的な組織としての全国家長聯盟を創設した。そして、教師関連の民間団体による教師法改正運動に反対する以下の声明を全国家長聯盟の名により公式に発表した。

1. 教師会が（改正）教師法を不適格教師の人事措置の交渉に利用することに反対する。2. 教師会が（改正）教師法を学校運営上の交渉に利用することに反対する。3. 教師会が勤務をさぼって子どもたちに代課教師を充てることに反対する。4. 教師会が教育経費を教師会の運営の補助に充てることに反対する。5. 教師会がストライキ権を持ち、児童生徒の学習権を交渉のネタにすることに反対する。⁽³⁸⁾

この時点から、主婦聯盟は教員団体系の民間教育運動団体と対立する関係に移行した。そして、同時に教員団体の組合設置やストライキ権を否定する「敵（教員団体）の敵」に位置する教育部を「味方」と位置づけ、協調する関係にその運動路線を変更した。主婦聯盟は教育部に対して全国家長聯盟が教育部と各県市の家長団体を繋ぐ「架け橋」であるとイメージさせ、実際に「教育部と家長の日」（2003年2月）を設けさせ、毎学期ごとに意見を募集し、提案を聞く機会を保障させた。それにより、「家長が政策の客体から一歩進んで政策の『伴侶』」⁽³⁹⁾ となった。しかし、主婦聯盟はこの状況に満足していなかった。主婦聯盟の関心は家長の学校運営参加権を保障する「家長設置辦法」の制定にあった。それは、教員団体が改正を求める法は国家法としての教師法であり、それに対抗するためには同レベルの国家法の制定を必要としたためであった。この点、すでに主婦聯盟は台北市を初めとして県・市のレベルで小中學學生家長會設置辦法や台湾省各級學校學生家長會設置辦法を立法化させていた。しかし、その内容は地方によりばらつきがあり統一性や規範力がなく、さらに学校家長會の人民団体法上の位置づけは不明確であった。

その後、主婦聯盟は全国家長聯盟を活動部隊として「教育部と家長の日」を通じて教育部とのネッ

トワークを利用し、さらに立法委員への請願・陳情等のロビー活動を通じて体制サイドにアプローチし着実に家長設置辯法の立法化を進めていった。そして、2006年に「国民教育段階家長参与学校教育事務辯法」を制定させた。同辯法では、学校家長会が人民団体法上の社団法人になることが可能とされ（同辯法第5条）、さらに家長及び学校家長会に対して学校の教育計画、教学内容、教学方法、評価などに関する意見表明権を認め、さらに学校に対して説明義務を課した（同7条）。それにより家長の学校運営参加権はより組織的及び手続的な保障が強化されたといえよう。しかし、より重要なことは同辯法の立法化を契機として、主婦聯盟が全国家長聯盟を媒介として教育部の教育政策の決定過程にパートナーとして位置づく組織となったという点にある。主婦聯盟はその意味ではもはや民間教育運動団体ではなくなった。

3. 人文教育基金會の教育運動と対立

一方、人文教育基金會は1988年いわゆる進歩主義的な大学教授層が「人即目的、不是工具」（人自体が目的であり、道具ではない）の人文主義（ヒューマニズム）思想を教育回復の理念に掲げ、主に体罰・管理主義の教育を否定し、教育の自由化・多元化を求めて設立した財団法人であった。また、そこに加入した「市民」も経済的に裕福な新中産階級層でさらに教育の公共性に關心をもつ知識階層が多かった。その意味では、その運動は戒嚴令期にみられた社会大衆をアジテートする反権力的で自力救済的な民間運動とは異なり、「理性的作法」⁽⁴⁰⁾にもとづき公民を啓発する穏やかな啓蒙運動のようであった。

その人文教育基金會が、「体制に衝撃を与え、国家の民間教育機構管理を打破する」⁽⁴¹⁾反体制的行為に走った。それが、森林小学校設置運動であった。1990年3月人文教育基金會（史英、朱台翔）は「森林小學教學計畫」を準備し、台北林口地区に自らのヒューマニズム教育理念の実現（実践）を目的に森林小学という名の学校を自主的に設置した。この学校は全日寄宿制で算数や社会など一般的な教科とは別に、国家基準にとらわれず児童の興味関心と主体性を尊重し、問題発見・課題解決型の教育内容と自主的で自由な学習形態を重視した人文教育基金會にとって理想的な学校であった。しかし、この森林小学が1994年1月申請許可を経っていないという理由で私立学校法違反で起訴された。当時の検察官は「（森林小学は）申請許可を経っていないので、学校あるいは学校に類似した名義で学生募集を行うことは明らかに違法である」と主張した。

この時期、いくつかの地方では地方政府が教育実験計画（「台北県非学校型態実験教育実施計画」、「新竹県国民小中学校委託私人計画」）の名により国家基準の教育課程に依らないいわゆる研究開発校的な学校の設置を認可したり、民間委託できる公設民営学校の設置が特例として認められつつあった。実は、当初人文教育基金會も既存の公立中学校での「人文教育実験班」の教育実験計画を台北県に申請していた。しかし、この申請が却下され人文教育基金會は自主学校設置の方向に切り替えたといいきさつがあった。

この事件は、四一〇教育改造デモ（1990年4月）の直前で社会全体が教育改革に関心をもっていた時期でもあり、マスコミ報道を中心として台湾社会でセンセーショナルな話題となった。また、ちょうど人文教育基金會代表の史英が新店市市長選に出馬を表明した直後であったこともあり、「国民党が選挙に際して政治手段を用いた迫害を行った」⁽⁴²⁾などの報道も流れ、単純な「教育事件」ではなく「政治事件」としてイメージされ、政治問題化された。また、人文教育基金會サイドも教育部に抗議し、民進党立法委員に支援を求めるなどの政治的行動を採った。これに対して教育部はこの問題の主管は行政院（教育部）ではなく台北県であり、その処理は司法手続きに任される司法事件であると表明し、「不干涉」の立場を堅持し、明確な態度を避けた。

結果的には、同年8月司法は「被告（森林小学校長・朱台翔）が学校あるいはそれに類似した学校の名義により学生募集したことは一つの実験教学の性質をもつことから、被告を無罪とする」と判示

した。これに対して検察側は、「森林小学は本来『学校』としての『(実験)計画』のないまま学生募集を行い、その教学方法に関しては学校と呼べない」とこれまでの姿勢を貫き抗告する構えをみせた。その後、しかし、森林小学サイドが児童の学籍を隣接する公立学校に置く措置を採っていたことなどにより、現状では森林小学は超法規的措置により維持されている。ただ、この場合、森林小学は現在も現行法上私立学校法上の学校ではなく、またいわゆる「教育実験」が認可された研究開発校的な学校でもない。その意味では、森林小学は現在も「体制外」の学校と位置づけられる。

この事件は、単なる一過性の事件ではなかった。この事件の背後には民間教育運動団体としての人文教育基金會の組織としての葛藤があったと解される。それは、同組織が森林小学を「体制外」の学校として位置づけることを主張した点において、当時の民間教育運動団体（主に四一〇教育改造連盟）が「四一〇教育改造デモ」以降、その戦略を「反体制」から「体制内」での民主化の体制づくりの方向に転換したと明らかに離反していた。実は、当時人文教育基金會の内部においても森林小学の設置に関しては意見の対立があった。人文教育基金會の創設理事の7人の内、（四一〇教育改造デモのリーダー）黄武雄は「人文（教育基金會）の主要な任務は台湾の教育の正常化を促進することであって、『理想』の教育に大量の人力・物力を投入することではない」⁽⁴³⁾と森林小学の設置に反対していた。この意見の背景には、森林小学の設置運動が『奇形教育』を『正常教育』へ⁽⁴⁴⁾強行するものであるという本質論的な批判があったといえる。しかし、これに対して史英や朱台翔は彼の意見をほとんど聞かず理事会で強行採決した（他に「保留」の委員もいた）。

また、一方、世論のレベルでも森林小学については批判的な意見も多かった。例えば、森林小学の学費は1年間でおおよそ30万円（1994年当時の日本円為替レート（台湾ドル1元に対して3.5円）でおおよそ105万円。授業料、宿舍費を含めて）と高額であり、台湾の平均所得の家庭の子弟は入学が困難であった。そのため、多くの台湾市民には森林小学が高所得者のための「貴族学校」であるという批判もあった。さらに、森林小学が現行法上正規の学校ではないため、教師の資格の面で問題があり、さらに児童の「進学」にも不安があった。⁽⁴⁵⁾

その点、人文教育基金會は教育の民主化をどのように考えていたのであろうか。人文教育基金會の代表であった史英は筆者のインタビューに対して以下のように応えた。

「もともと政治においては『民主』と『自由』は一体です。でも、教育においては異なります。なぜならば、教育は人が人になる過程だからです。そのため、教育において民主化を提唱することは意味をもたない場合があります。教育する人は民主化を望まない。例えば、教師は生徒の民主化を望んではいない。教育においては『自由化』が『民主化』に先行するものなのです。一部の教師は違う教育をしたいのです。その自由を保障しなければなりません。その教育の自由が保障されることによって『教育の民主化』が実現するのです。政治では、『民主化』と『自由化』が一緒に訪れます。でも、教育に関してはまずは先に自由化しないとその後の民主化は難しくなります。森林小学がその例です。今後、森林小学のような学校を自由に設置したいという人が増えていくと思います。これは、『自由化』が『民主化』を促す例なのです。」（2010. 5. 25 於人文教育基金會事務局）

史英の主張には教育における「自由化」の思想が強くある。それは、実際には学校設置及び学校選択の自由化を方法として教育における価値の多元性を求めるものであった。一方、この時期多くの民間教育運動団体が求めた教育における「自由化」の思想は戒厳令体制下の国家主義的教育支配からの「自由（化）」の段階にあった。さらに、教育制度についても、教育における「平等」を価値とする伝統的な教育民主主義観の段階にあった。その意味では、当時の民間教育運動団体にはまだ教育における自由化をどのようにとらえるか。共通な理解できていなかった。結果、そうした状況の中では人文教育基金會は当然に他の多くの民間教育運動団体から遊離していった。

4. 教育における民主化運動の葛藤

民間教育運動団体内の「対立」の関係を改めて整理してみる（図3）。

まず、澄社の対立があった。この対立は基本的には高度な専門性を有する大学教授関係団体間の教育改革の思想及び方法論に関する学問上の争論的な対立であった。それは、ある意味で専門性の対立といってもいい。詳細には、80年代より大学闘争により大学自治の保障を求め、90年代以降の教育の民主化をリードした大學教育改革促進會や台灣教授協會に対して、同じ大学教授団体である澄社サイドが異議を唱えたものであった。それは、教育の民主化の方法論としての「自由化」に関する論争上の対立であった。しかし、重要なことは、その対立は論争上の対立にとどまらず、その後澄社サイドの教育の自由化論が台湾の新自由主義的な教育政策に「包摂」され、確実に政策化されたという事実にある。その意味では、澄社は民間教育運動団体ではなく確実に政府のシンクタウンになった。

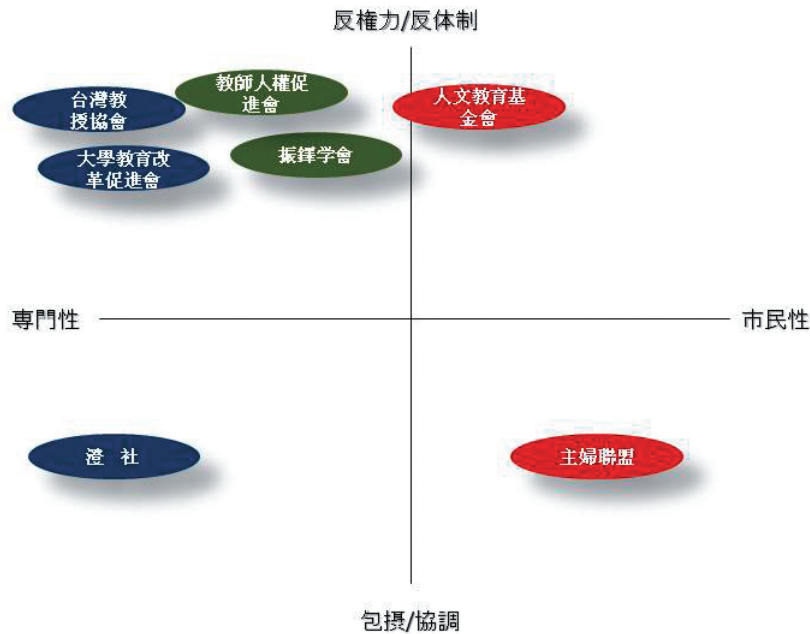


図3 民間教育運動団体の葛藤構造

一方、主婦聯盟の対立はどうであったか。その対立は教師法の改正を契機とする教員団体系の民間教育運動団体（振鐸學會、教育人權促進會など）との対立にみられた。その運動は、当初は「主婦（市民）」を参加資格とする「市民性」を有し、さらに教師集団と共闘し「国家からの自由」を求める「反権力・反体制」の領域にあった。しかし、戦略的に教員団体系の民間教育運動団体と互角に対決するため、「教員集団からの自由」を求め、全島的な組織化（「全国家長聯盟」）さらに教師法と同レベルの国家法（「国民教育段階家長参与学校教育事務辦法」）の立法化のために、政府（教育部）と「協調」する領域に位置を変えた。

また、人文教育基金會の対立は森林小学の存立運動と法制闘争にあった。人文教育基金會は本来教育ヒューマニズム思想を標榜し、「理性的作法」により穏やかに教育の民主化を啓蒙する「市民性」を有する市民団体であった（例えば、体罰禁止運動や管理主義反対運動）。その意味では、「反権力・反体制」的な闘争運動を展開する教授集団や教員集団と異なる位置にあった。しかし、「体制」すなわち司法当局による森林小学の廃校化に対して、同校の存立に向けてラジカルな「反権力・反体制」の領域に組織を置くこととなった。ここでの対立は司法当局体制との対立であった。

以上、三つの民間教育運動団体を事例として組織間の対立をみた。しかし、この「対立」は単に個々の組織戦略上の関係変容から生じたものではないといえる。その「対立」の背景には教育運動に固有

な葛藤があるといえる。この場合、再考しなければならないのは、それぞれの団体の民主化運動における位相変化ではなく、「教育運動」それ自体の本質的な葛藤であるといえる。

台湾の教育運動はすべてが単純に反権力・反体制の「民主化」運動すなわち「古い社会運動」を求めたものではない。そこには、すでに「開発独裁、経済は自由」の中で一定の経済成長があり、それに伴う生活水準の向上とそれを条件とする新中産階級の出現があった。そして、新中産階級による新しい公共形成を求める市民運動すなわち「新しい社会運動」が同時代的に進行していた。また、国家は経済政策においては保守国家ではなく、新自由主義国家としての経済政策を旧体制が同時代的に進行させていた。その意味では、民間教育運動団体間にみられた対立は、この「新しい社会運動」が「古い社会運動」と同時代的に生じたことによる競合的な葛藤であったと解することができる。今、その視点から再び台湾の教育運動を整理し直してみよう（表2）。

表2 民間教育運動団体の運動特性

類型	組織団体名	訴求内容
古い社会運動団体	振鐸學會 教師人権促進會 大學教育改革促進會 台灣教授協會	教師の教育権限 教師の争議権 大学の自治権 大学の自治権
新しい社会運動団体	人文教育基金會 主婦聯盟(環境保護基金會)	学校設置の自由 教育政策参加
政策圧力団体	澄社 全国学生家長聯合會	新自由主義的教育政策 保護者の学校運営参加

この場合、まず反権力・反体制の組合的運動を行う振鐸學會や教育人権促進會は「古い社会運動団体」に分類される。さらに、大学民主化闘争を行う大學教育改革促進會や台灣教授協會も「古い社会運動団体」に分類される。これらの団体は、直接的な教育の当事者集団であることから国家権力からの統治支配を直接に受けやすく、そのためその運動は必然的に「国家（権力）からの自由」を求める反権力・反体制的な運動となった。この種の運動は一般に民主化の過程すなわち強権体制から民主主義体制への移行の過程特に初期段階においては必要であり、その後の民主化の定着過程の前提条件となる。しかし、一方、民主化の定着段階いわゆる教育における公共の形成段階においては、その訴求（「大学の自治」や「教師の教育権限」など）は公共の共通利益から遠くなる分、個別なセクトの利害運動になる可能性がある。また、教育運動固有な特性であるが、教育運動の主体が実は直接の学習主体としての子どもではないことから彼らの代理者を標榜する「代理戦争」としての性格をもつ。その点、例えば、教師の教育権限が子どもの学習権の照り返しあるいは保護者の信託（委託）であるという教育権思想は彼らの教育運動の正当化論にすぎなくなる。教育人権促進會の教師法改正運動に対する主婦聯盟の抵抗運動はその点を批判したと解される。ただ、付言すれば主婦聯盟の教育運動も組織拡大上「保護者」の学校運営参加を求めるものであったが、その意味では同様に「保護者」の代理戦争としての性格があったことは否定できない。

いずれにしても、「古い社会運動団体」はその参加資格が限定され閉鎖性を有し、組織の開放性がなく、さらにその運動行為が「抵抗型」「作為阻止型」の労働組合的運動であることから市民運動との乖離は不可避的なことであった。

一方、主婦聯盟と人文教育基金會は「新しい社会運動団体」に分類される。両者は共に広く市民・保護者を参加資格とし開放性をもち、その運動行為は「参加型」「自治志向型」であり、単に組織の

利益（権利権限）ではなく教育社会全体の公共利益を追求する。その意味では、強権体制を解体させた後の民主化の定着段階すなわち教育における公共性の形成の段階においては、公と私をつなぐ中間集団として重要な役割が期待される。

しかし、台湾の場合、当時の教育社会は教育運動が依拠するいわゆる「市民社会」はまだ民主主義社会としての素地（制度・意識）が整ってはおらず、「市民」自体の育成が課題としてあった。その意味では、当時の台湾社会は民主主義体制への移行の初期段階にあり、民主主義体制の定着段階にはなかった。そのため、例えば、人文教育基金會が求めた森林小学の設置運動に代表される「教育の自由化」（学校設置運動）思想はまだ市民性（シチズンシップ）を有しない多くの庶民には理解されなかったと思われる。むしろ、多くの庶民にとっては、それは知識階層と中産階級層のアップナーな「市民」の理想論であり、「貴族学校づくり」と映ったかもしれない。その意味では、参加資格としての「市民」は限定的であり、特権的であり、「新しい社会運動団体」としての資格を持たなかったと解することもできる。

また、「新しい社会運動」は「古い社会運動」と異なり、新しい公共形成の意味において体制あるいは政治を単純に否定せず、一定の距離を置きながら「協調」の関係を採ると言われる。しかし、この「協調」の関係維持は容易ではなく、時に体制に「包摂」され、政治に「利用」されるというリスクが伴う。その意味では、主婦聯盟の教師法改正反対の運動はそれが組織戦略であったとしても結果的には体制（教育部）に「包摂」されたと解する。主婦聯盟は「民間教育運動団体」ではなくなった。また、澄社は「教育の市場化」を政策化することを目的として、教育改革審議委員会にリンクし、体制内に進行していった。組織自らが「包摂」されることを意図していたと言える。その意味では、澄社は当初より「民間教育運動団体」の資格はなかったと解する。

民間教育運動の対立の原因は、以上のような教育運動の本質的な葛藤にあったと考えることができる。

小結

台湾における教育の民主化を教育運動の展開にみた。詳細には、台湾の民間教育運動団体がどのように教育の民主化への移行過程において運動し、その「移行」を可能とさせたかを考察した。しかし、その過程は実際にはさまざまな教育運動の葛藤があった。もちろん、台湾においては民間教育運動団体の教育運動の成果として「血を流さず」穏やかに「体制内改革」として教育の民主化が成立したことは評価する。しかし、課題は、教育の民主化がそれほど単純に成功するものではないことにある。

教育の民主化、それは大きくは教育における権威主義体制から民主主義体制への移行をいう。しかし、「移行」という言葉が示すようにそれは「変化」であり、政治・社会制度の動的な変動過程、民主主義体制の初期段階をいう。その変動過程においては、民主主義に関して「政治ゲームのルールさえ決まっていない」⁽⁴⁶⁾ 状況で、いつ民主主義が「街で唯一のゲームのルールになるのか」（民主化の定着）がわからず、人民は模索する。このとき、「人民」と「国家」を媒介する新中間集団すなわち民間教育運動団体も当然に模索する。特に、長い戒厳令体制により民主主義の経験だけでなく民主主義が依拠する思想・社会・市民も欠けていた台湾の場合、多くの民間教育運動団体は教育改革アクターであると同時に民主主義の依拠する思想・社会・市民の形成者であることを強いられた。そして、教育における新しい<意味>や<価値>が問われた。その命題が教育における民主化と自由化の関係性を問うことであったといえる。

「民主化」と「自由化」、この二つの概念は歴史的関係においては互いに近い位置にあったとは言え、同義語ではない。例えば、「自由化」の特質である「国家からの自由」がなければ「民主化」は単なる形式に終わる（極端には民主化は独裁国家においても導入可能）。さらに、複雑なのは「自由

化」には「国家からの自由」(古典的自由主義)に加え「市場による自由」(新自由主義)や「選択の自由」(多元主義)などの新しい自由主義が現在は付加されている。この場合、一般的、歴史的にはこの二つの「自由化」は一つの国家の体制変容においては「国家からの自由」のつぎに「市場による自由」「選択の自由」が訪れるという順序性があった。しかし、台湾の場合「政治は強権、経済は自由」の中で権威主義体制がすでに新自由主義的な経済政策を展開し、知識階層は多元化を求めている。結果、二つの「自由化」が同時代的に導入され、そのためその位置づけを巡って錯綜した。

台湾における教育の民主化にみられた民間教育運動団体の対立と教育運動の葛藤は、そうした教育における民主化と自由化の関係づけのアポリア(難題)が生じさせたと解することができる。

注

- (1) 若林正文『台湾・分裂国家と民主化』東京大学出版会 1992年 16頁。
- (2) 薛曉華『台湾民間教育改革運動—國家興社會的分析—』前衛 1996年 110頁。
- (3) 傅麗英「公民參與理論與實踐—民間教育改革團體的個案研究—」國立政治大學公共行政研究所碩士論文 1995年 23頁。
- (4) 薛曉華 前掲書 127頁。
- (5) 振鐸學會編『振鐸』第61期 1986年 12頁。
- (6) 石文傑「全體被壓迫教師大集合」『教師人權』1987年第1期 2頁。
- (7) 「教師人權促進會章程」同上書 6頁～8頁。
- (8) 「台灣教師聯盟成立宣言」(パンフレット)。
- (9) 薛曉華 前掲書 130頁。
- (10) 蔡淑萍「我國公共利益團體影響教育政策過程之研究」國立台灣師範大學碩士論文 1992年 125頁。
- (11) 蔡淑萍 同上論文 127頁。
- (12) 鄧丕雲『八〇年代台灣學生運動史』前衛出版社 1993年 9頁。
- (13) 同会議は伝統的・制度的に教育部の諮問会議的性格をもつ会議であるが、18年ぶりに開催されたと言われる。当時の新聞報道によると、教育の民主化運動の圧力を感じた教育部が急遽先導的・主動的に教育改革を進行させる意図から開催されたと言われる。
- (14) 『中國時報』1988. 2. 1②。
- (15) 薛曉華 前掲書 190頁。
- (16) 同上書 197頁。
- (17) 同 237頁。
- (18) 参加した大学教授は単にこれまで民間教育運動団体に早期より参加した運動サイドの教授にとどまらず、教育学関連の教授や非教育学関連(経済学、社会学など)の教授さらにキャリアが多かったと言われる。そのため、その議論は単に「民主化」ではなく「多元化」「弾力化」「市場化」「民間力量」「体制外教育」など、「市場化」を含んだ広い意味での「自由化」がキーワードとされた。この点、研究者層の次元では、教育の自由化に関して「民主化」と「市場化」の葛藤をどのように思考するか。すでに教育改革のアポリア(難問)が意識されていたといえる。教育の民主化の体制移行段階での課題の前兆がここにみられる。
- (19) 黄武雄「四一〇教育改造興推動教育現代化」四一〇教育改造工作隊運動文宣 1994年。
- (20) 黄武雄氏は、この時期の台湾の教育民主化運動のリーダーであり、1994年4月10日の「四一〇教育改造デモ」の主催者であった。筆者は、2010年5月25日に台北で黄武雄氏に「四一〇教育改造デモ」及び教育の民主化運動に関する内容についてインタビューを行った。以下、その記録を記す。
筆者「『四一〇教改大遊行』はどのような過程を経て成立しましたか?また、その成立の契機と最も大きな要因は何ですか?」
黄武雄先生「当時の学校教育はすべて校長が権力と意思決定権を握っている状況にありました。また、教師が学生を絶對的にコントロールする状況にありました。その上に、国民党国家が党の政治を通じて中央の教育権を掌握していました。学校の教育権を握っていたということです。例えば、校長の人事も国民党政府が

握っていた。そして、そうした校長が教員の人事権を握っていた。つまり、国家・校長そして教師による国家権力支配的な教育システムがあったということです。『四一〇教改大遊行』は大きくはそれへの対抗でした。この場合、大学も同様で、私は台湾大学に在職していたとき、台湾大学教授協会をつくりました。当時国民党政府はこの組織をつぶそうとした。全ての民衆の組織あるいは教育改革組織は国民党政府の意向に反すればだめになってしまうという状況にあったわけで、非常に厳しい時代だったと思います。」

筆者「日本においても60年代に大学闘争がありましたが、それは挫折しています。大学の民主化はできなかったという意味です。その原因の一つは当時の大学教授がいろいろな意味で共闘できなかったこと、さらに学生運動の指導者にならなかったことにあると言われていています。台湾の場合、大学教授が逆に学生運動をリードし、大学の民主化を成功させたと言われていますが、その原動力となったものは何ですか？」

黄先生「何と言っても国民党政府から大学への弾圧があったからだと思います。それは、大学教授に対しても同じ。われわれは組織もつくることができなかった。政府からの依頼研究は国民党政府の要求に応えるものに強制された。応えられない結果が出たとしてもそれは発表できなかった状況がありました。」

筆者「黄先生、あなたは数学研究者ですが、なぜ教育改革運動に取り組んだのですか？」

黄先生「台湾は第三世界の一部です。私はその第三世界の知識人です。その運命として参加しました。第一世界や第二世界の人はそのことはわからない。第三世界の学者の宿命を知らない。数学もしくは理学は『真理』を追求し、fundamental thinking(基本的思考)を行う学問です。その思考は政治システムに対しても同様に通用します。」

筆者「周先生、先生は当時台湾大学の学生として運動に参加したと思いますが、当時の大学闘争についてどう思いますか？」

周志宏（台北教育大学副教授）「当時、台湾大学は大学の民主化の大きな潮流にありました。さらに、私たちは黄先生のような指導者の影響を強く受けました。また、当時の政党関係者と議論する機会も多く、そうしたことで参加しました。」

筆者「当時、学生の内部には左翼・右翼の対立はなかったですか？」

周先生「当時、台湾大学にはそうした学生内に思想的・セクト的対立はありませんでした。それも大学闘争が成功した理由の一つかもしれません。」

黄先生「『四一〇教改大遊行』は最初学生がリードしました。大学の教授は援助するポジションにあったと思います。1987年の時、二つの目的がありました。それは、権威に反対することと、これからの台湾の教育の方向を考えることだったと思います。そのためにみんなが参加した。」

筆者「改めて聞きますが、なぜ210以上の多くの社会組織が結集し、『四一〇教改大遊行』として統一的な運動が成立したのか。その理由は何でしょうか？」

黄先生「権威への反対という理由が共有化できたこと、さらにそのために教育の改造が必要なことが共通認識されていたことだと思います。これからの教育システムや構造をどうすればいいのかということが共有化された問題意識にあったからだと思います。」

筆者「どうしてこのような大きな組織化ができたのか、それは当然にリーダーである黄先生の指導力もあると思いますが、それ以外にやはりみんなの問題意識や課題の共有化があったということでしょうか？」

黄先生「いくつかの民主化を志向した社会団体の組織化が大きいと思います。例えば人本教育基金会など。このような組織が出現する前は、政府に反対する大学以外の教育関係組織はありませんでした。」

黄先生「1987年の『四一〇教改大遊行』に至るまでにはいろいろな学校の事件がありました。例えば、『進学』の問題があります。国家の共通試験への参加という形式でした。しかし、このことは学生に受験のための学習を強制し、個性を喪失させるという問題がありました。そのことに関して我々は何度も政府に抗議しました。こうしたことも背景にあります。その後、台北市政府（国民党）は高校入試多元化に関する法案を示しました。1991年です。共通試験の弊害を克服する目的のもので、中学校在籍中の三年間の日常の成績を五段階で評価重視するものです。しかし、実際には困難でした。それにこうした方法はより多くの受験ストレスを生徒に与える結果になったと思います。『四一〇教改大遊行』の基本的な考え方は、当時の変な教育システムを欧米的な普通のシステムに変更することでした。例えば、入試制度に関して一回限りで子どもの人生を決める高校入試や大学入試制度を変えることでした。一つの民間組織ではなく多くの民間組織で合作的に展開したいと思いました。」

筆者「『四一〇教改大遊行』は、当時の国民党の政権による『威権政治』『専制文化』『粗廉主義』を否定・批判することだったと聞きますが、そうですか？」

黄先生「おっしゃるとおりです。この三つには歴史があります。当時、台湾政府は国防費に予算を割き、教育費は少なかった。また教育運営についても、例えば大都市に大規模な学校を集中的に増設し、運営していくというものでした。いわゆる少ない財政で効率的な運用を行うというものでした。」

筆者「『四一〇教改大遊行』は実際には四つの改革目標（「小班小校」・「高校・大学設置の拡大」「教育の現代化」「教育基本法の制定」）を設定していますが、それらの目標の設定の意図は何でしたか？」

黄先生「具体的な目標を立てたのは、単に国の政策に反対しそれを止めるだけでは発展がないと感じたからです。いわば、国家の教育改革の主導権を民間サイドが握りたかったというのが理由です。民間サイドが具体的な改革案を示して、政府に示すという戦略に変えました。先生が指摘された4つの改革目標ですが、それは関連しており、内容上構造があります。『小班小校』・『高校・大学設置の拡大』は教育改革の基本的な課題です。『教育の現代化』『教育基本法の制定』は教育改革のトップの課題です。特に『教育基本法の制定』はすべての教育改革の『法源』です。4つにはランク・段階があります。」

筆者「ちょっと確認しますが、『小班小校』というのは地方における公立小学校の統廃合対策ですか？」

黄先生「違います。国が都市部に資源を集中させていることへの対策案です。つまり、都市の学校の大規模校化に対する規制です。非常に大きな都市の教育改革問題です。それは、学校の官僚主義化を生んでいます。小さいクラス小さい学校が教育にとってベストなシステムと考えています。」

筆者「『小班小校』の『小班』（小さいクラス）で求める学級定員は具体的には何人を想定していましたか？」

黄先生「現在はおおよそ30人ですが、当時は20人～25人です。そのころは実際には一クラス50人でした。現在30人になっているのは政策の結果ではなくて、少子化の影響が大きいと思います。『小校』（小さい学校規模）の方は大体一校で600人を目標にしていました。現在の目標は300人です。」

筆者「しかし、『小班』の実現には相当の教員補充をしなければならないという人事措置の課題がありますか。」

黄先生「その通りです。難しい問題です。」

筆者「つぎに、『高校・大学の設置の拡大』についてはどうですか？現在から振り返るとそれはどのように総括されますか？」

周先生「高校の数に大きな変化はないですが、（先生もご存じのように）大学の数は急激に増えて現在160校以上になってしまった（笑）。」

黄先生「高校の数は目標に達していません。しかし、大学の増加は私の目標の考え方と異なっています。私は当初は地域における大学設置（公立大学）を想定していました。しかし、国家政府の大学設置の方法は既存の専門学校の大学格上げというものでした。そうした専門学校はほとんど定員割れで廃校になる状況下にあったもので、大学格上げで「生き残った」ものでした。台湾の一部の私立大学は国民党幹部の一部が投資した大学でした。その私立大学は多くが職業高校生を受け入れる専門学校が変身したものです。これらの私立大学は元々単科の技術系・職業系大学でしたが、その後には総合大学に転換しました。結果、現状では大学設置状況はめちゃくちゃになり、高等教育の品質は下がりました。」（2010. 5. 25 インタビューの中に登場する周志宏（台北教育大学副教授）は、1980年代台湾大学学生リーダーとして大学民主化運動に黄先生と共闘した人物である。その後、教育法学の研究者となり教育基本法の立法化に関して教育改革審議委員会に答申を行っている。）

(21) 薛曉華 前掲書 152頁。

(22) 林良金「第七次全國教育會議對我國当前教育改革影響之研究」台灣師範大學碩士論文 2000年 88頁。

(23) 台湾の教育の民主化の政策過程については、以下の拙稿を参照されたい。篠原清昭「台湾における教育の民主化政策-教育における自由化の葛藤-」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第61巻2号 2013年 197頁～221頁。

(24) 「四一〇工作會議」第10次會議議事録 1994. 4. 16。

(25) 朱敬一・戴華「國家在教育中的角色」教育改革審議委員会編『教改通』1996. 2 155頁。

(26) 何明修『從人文主義到新自由主義；台灣教育改革運動的政策回應』國立中山大學社會研究所主催「社会運動的年代」研究會報告論文 2009年 2頁。

- (27) 篠原清昭 注23の論文 216頁～218頁。
- (28) 薛曉華 前掲書 134頁。
- (29) 徐世榮・蕭新煌「第5章 新社会運動-NPOと社区の発展」西川潤・蕭新煌共編著『東アジアの市民社会と民主化』明石書房 2007年 109頁。
- (30) 周志宏・薛化元「百年来台湾教育法制史之考察」周志宏編著『教育法興教育改革』稻郷出版社 1997年 255頁。
- (31) 傅麗英 前掲論文 90頁。
- (32) 主婦聯盟編「主婦聯盟記録」1992年 21頁～22頁。
- (33) 丁志仁「『民間版家長會設置辯法』説明」振鐸學會編『振鐸』第66期 1990年。
- (34) 蘇瑛慧「教育改革中公共論述形成之研究—以台湾家長參與為例—」國立政治大學教育學系教育哲學組碩士論文 2004年 67頁。
- (35) 周志宏『教育法興教育改革』高等教育公益文化事業有限公司 2003年 119頁。
- (36) 全国家長団体連盟「抗議犠牲学生替教師自肥」家長連報20 2003年 50頁。
- (37) 同上。
- (38) なお、教師法の立法化運動当初、主婦聯盟は教師人権促進會などと共闘の姿勢を示し、明確に教員組合の設置と教師のストライキ権に反対する姿勢を示していなかった。それは、教師法の中に家長の学校運営参加を保障する内容（同法第11条2「(前項の)教師評価審査委員会の組織においては教師代表、学校事務員代表、家長代表を入れなければならない。」）があり、教師法を大きく家長の学校運営参加権を保障する法規と看過したためと思われる。その意味では教師人権促進會サイドの政治的要求（教員組合の設置と教師のストライキ権さらに教師の懲戒権）に関して無自覚であったといえよう。しかし、一方、民間教育運動団体の内、振鐸學會と人文教育基金會は「教師のストライキ権」は承認したが、教員組合の設置と教師の懲戒権については同意しなかった。むしろ、人文教育基金會はヒューマニズム教育の立場から教師の懲戒権を主張する教師人権促進會を強く批判した。その意味では、すでにこの時点から民間教育運動団体間の「共闘」には葛藤の現象があったといえる。
- (39) 蘇瑛慧 前掲論文 62頁。
- (40) 傅麗英 前掲論文 131頁。
- (41) 薛曉華 前掲書 138頁。
- (42) 「台湾時報」1994. 1. 21 ③, 「中國時報」1994. 1. 21 ②。
- (43) 人文教育基金會編著『森林小學綠皮書』書泉出版社 30頁。
- (44) 張君攻「森林小學的知識社会學意義」國立台灣大学社会學研究所碩士論文 1994年 86頁。
- (45) この点、森林小学サイドは、採用教師がすべて師範大学卒の学歴を有し、さらに人文教育基金會の組織内において森林小学の教育課程及び教授方法等に関して十全な研修を措置していると主張している。また、児童の「進学」については、児童の学籍を近隣の国民学校である保長國小に置いているため問題はないと主張している。しかし、教師については、一般の学校とは異なる教育課程や教育方法さらに寄宿制学校の体制から勤務がハードで離職率が高いことが報じられている。さらに、森林小学の児童の「進学」についても、一般の公立中学校の教育課程や教育方法になじまない児童が出現していることが報じられている。
- (46) シュミッター・オドンネル『民主化の比較政治学』（真柄秀子・井戸正伸訳）未来社 1986年 35頁。

追記

本稿は、日本学術振興会科学研究費研究（基盤研究C；代表篠原清昭）「台湾の教育の民主化に関する実証的研究」（24530997）の成果の一部である。

